

2025年度広小路バザール 出店要項

1. 事業概要

- 【名 称】 広小路バザール
- 【目 的】 秋田市中心市街地に定期的な賑わいを形成するとともに県内事業者が秋田市中心市街地への出店機会を提供するため屋外テントマーケットを開催する。
- 【日 時】 2025年7月13日（日） 10:00～15:00
- 【会 場】 秋田市広小路〔千秋久保田町交差点前～木内前〕、中土橋
- 【主 催】 広小路バザール実行委員会（事務局：秋田商工会議所）
- 【内 容】 広小路を歩行者天国化し実施する県内事業者が出店する屋外テントマーケット
- 【来場見込】 6万人
（参考）2024年度実績 7月：5.5万人／10月：6.2万人
- 【募 集 数】
- ・ テントブース：50コマ（1ブースあたり3.0m×3.0m）
 《内訳》 物 販（雑貨、食料加工品、名産品、農産物、菓子等）：35コマ
 グルメ（仮設店舗での飲食店営業等）：15コマ
 - ・ キッチンカー：20コマ（1台あたり14.0㎡以内）
 - ・ ご当地パラソルアイス：8コマ（1出店者2コマまで出店可能）
- 【通行規制】 8：30～16：30（予定）
- 【天候対応】
- ・ 秋田商工会議所「屋外におけるイベント中止判断」に基づき判断する。
 - ・ 原則、少雨決行。但し、強風や大雨が予報される場合は中止とする可能性があります。

2.募集内容

【募集期間】 2025年4月21日(月) ～ 2025年5月23日(金)

※募集期間外の受付は、原則行いません。

- 【出店資格】
- ・ 県内に店舗・事務所を有すること。
 - ・ 店舗販売は行っていないが、県内に事務所を構え、WEB販売等を行っている事業者の出店も認める。
 - ・ 次のいずれかの団体に所属・加盟し、団体からの推薦を受けること。

《推薦団体一覧》

秋田県商工会議所連合会	秋田県商工会連合会
秋田県中小企業団体中央会	秋田県菓子工業組合
秋田中央地域地場産品活用促進協議会	秋田市商店街連盟
マリ・マリ編集部（株）秋田魁新報社	秋田なまはげ農業協同組合
東日本旅客鉄道(株)秋田支社	秋田県キッチンカー協会
秋田市文化創造館	

- ・ 売上報告および出店者向けアンケート調査に協力すること。

- 【出店料】
- ・ テントブース（物販） 18,000円（税込）
 - ・ テントブース（仮設店舗での飲食店営業等） 20,000円（税込）
 - ・ キッチンカー 20,000円（税込）
 - ・ ご当地パラソルアイス 10,000円（税込）

- 【申込方法】
- ・ 所定の「出店申込書」にて、実行委員会事務局へFAXまたはメールで締切日厳守のうえ申し込むこと。電話での申込みは受け付けない。
 - ・ 申込みに際しては、所属（加盟）団体からの推薦を必須とする。
 - ・ 複数事業者による共同出店の場合は、別紙「共同出店者名簿」を出店申込書と併せて提出すること。

3. 出店条件等

(1) テントブース

【出店数】	物販（雑貨、食料加工品、名産品、農産物、菓子等）	35コマ
	グルメ（仮設店舗での飲食店営業等）	15コマ

※申込み多数の場合は抽選等により出店者を決定します

- 【出店品目】 ①雑貨・工芸品等、②食料加工品、③地場の農水産物・園芸品、④菓子、土産品等、⑤秋田の食のPRに繋がるグルメ、⑥その他実行委員会が販売を認めたもの
- ※④グルメ（仮設店舗での飲食店営業等）は、保健所への手続き等を完了のうえ、当日は保健所が定める基準に適合する出店設備等を完備すること。

- 【出店区画】 ・1コマあたり間口3.0m×奥行3.0m
- ※1出店者につき1コマとするが、複数事業者による共同出店を可能とする。

- 【出店仕様】 ・テントとテーブル3台は主催者が準備する。 ※設営は各出店者が行うこと。
- ・その他出店に必要となる資材、看板等は全て出店者が持ち込み・設営すること。
- ・商品の提供過程での路面の汚れや破損等が懸念される場合（加工食品、割れ物など）はブルーシート等を敷くなど路面の養生に努めること。
- ・搬入出車両は、1出店者につき1台、出店スペースへの停車を許可する。

- 【留意事項】 ・火器及び発電機を使用する場合は、必ず業務用消火器を設置すること。
- ・会場内に給排水設備はありませんので、保健所が定める基準に沿って給水・手洗い・排水設備が必要となる場合は各自で準備すること。
- ・出店時の事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。
- なお、トラブルが生じた際は速やかに本部に報告すること。
- ・会場内での飲酒・喫煙は厳禁とする。
- ・外国人観光客への多言語対応（看板等）や決済端末の導入をご検討ください。

- 【出店許可】 ・食品を販売する際は、食品営業許可の取得・営業届出を終了し、当日は営業許可証等の写しを持参のうえ掲示すること。
- ・出店者又は営業補助者、共同出店者が次に該当する場合は出店を認めない。
- ア. 暴力団「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。」であるとき。
- イ. 暴力団又は暴力団員が経営を支配していると認められるとき。
- ウ. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- オ. 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- カ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき。
- キ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(2) キッチンカー

【出店数】 20コマ

※申込みが多数の場合は抽選等により出店者を決定します

【出店品目】 ①県産食材を使用した秋田の食のPRに繋がるメインメニュー
②サブメニュー、飲み物、③その他実行委員会が販売を認めたもの

【出店区画】 1台あたり14㎡以内
※1出店者につき1台までとする

【出店仕様】 ・営業に必要な電気や水等は各自で用意すること。
・各自でゴミ箱を設置して、出店により生じたゴミ・排水は持ち帰ること。
・火器及び発電機を使用する場合は、必ず業務用消火器を設置すること。

【留意事項】 ・出店時の事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。
なお、トラブルが生じた際は速やかに本部に報告すること。
・会場内での飲酒・喫煙は厳禁とする。
・外国人観光客への多言語対応（看板等）や決済端末の導入をご検討ください。

【出店許可】 ・自動車による食品の移動営業で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、喫茶店営業および菓子製造業のいずれかに該当すること。
・秋田市内において、自動車による食品の移動営業を行うために必要な許可及び資格を有すること。
・生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加していること。
・出店者又は営業補助者、共同出店者が次に該当する場合は出店を認めない。
ア. 暴力団「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。」であるとき。
イ. 暴力団又は暴力団員が経営を支配していると認められるとき。
ウ. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
オ. 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
カ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき。
キ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

4. 出店者の選考

【選考方法】 ・ 実行委員会にて以下の選考基準をもとに選考する。

- ＜選考基準＞
- ✓商品のオリジナル性や特徴
 - ✓事業者・販売製品の受賞歴
 - ✓新聞等メディアでの紹介
 - ✓百貨店および商業・観光施設（空港、駅、道の駅など）等での取扱実績
 - ✓販売実績（店舗販売、ネット販売等）
 - ✓その他事項

・ 申込みが応募コマ数を超過した場合は、出店者説明会・抽選会にて抽選のうえ出店者を決定する。

【結果通知】 ・ 実行委員会で選考後、以下の日程で通知する。

時期：2025年6月上旬

・ 出店者説明会・抽選会は、以下の日程で開催する。

時期：2025年6月下旬

場所：秋田商工会議所 7階ホール80

5. その他

- ・ 雨天等により全日程中止の場合は出店料を全額返金します。
但し、開催途中での中止、各店の判断で出店を辞退された場合は返金いたしません。
- ・ 搬入出等のタイムスケジュール、交通規制、警備体制等は出店者説明会にてお知らせします。

6. 問合せ先

広小路バザール実行委員会（秋田商工会議所まちづくり推進課 早川・田村）

〒010-0921秋田市旭北錦町1-47

TEL:018-866-6676 FAX:018-862-2101 MAIL : machi@akitacci.or.jp